

1 の責務規定を医療法に新設する。~~【医療法】~~

2 ○ へき地・離島等における診療や救急医療などその確保が特に求められてい
3 る事業に従事することについて、関係者の責務規定を医療法に新設する。~~【医
4 療法】~~

5 ○ 小児科・産科医師の確保が困難な地域での医師偏在問題に対する緊急避難
6 的な措置として、医療計画の見直し、医療対策協議会の設置を通じ、医療資
7 源の集約化・重点化を促進する。――

8 具体的には、医師偏在が問題となる地域において、公立病院を中心とした
9 医療資源の集約化・重点化を推進することが当面の最も有効な方策と考えら
10 れることから、後述の関係省庁連絡会議の下に設けられた「小児科・産科に
11 おける医療資源の集約化・重点化に関するワーキンググループ」が平成17
12 年12月にとりまとめた「小児科・産科医師確保が困難な地域における当面
13 の対応について」の内容に従い、関係者の検討を踏まえ都道府県が計画を策
14 定し、関係者の協力のもと、これを実施することが必要である。

15 ○ 上記のほか、「医師確保総合対策」（地域医療に関する関係省庁連絡会議
16 （平成17年8月11日））としてとりまとめた具体的な確保対策に取り組
17 む必要がある。

20 9. 医療を支える基盤の整備

22 ○ 医薬品・医療機器の研究開発の推進について、健康フロンティア戦略の一
23 環として、画期的な医薬品・医療機器の研究開発の促進のため、①近年、進
24 歩が著しいゲノム科学等のバイオテクノロジーやナノテクノロジーなどを活
25 用した「先端医療の実現」に向けたライフサイエンス研究の重点的な推進、
26 ②トランスレーショナルリサーチ（基礎研究から臨床研究への橋渡し）の一
27 層の充実を図る。

28 また、政策的観点から重点的に医薬品の開発を進めるべき分野における創
29 薬を推進する必要がある。

31 ○ 治験のネットワーク化の推進、治験コーディネーターの養成確保、国民に
32 対する治験の意義等に関する普及啓発等について、さらに治験環境の充実を
33 図るため、治験の活性化を計画的に推進するための方策を講じていくべきで
34 ある。